The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	マックス・ウェーバーと同時代のエートス(1)：「自由の魔力」からの出発
Author(s)	樋口, 明彦
Citation	年報人間科学. 2001, 22, p. 73-89
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/10979
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

マックス・ウェーバーと同時代のエートス（1）

――「自由の魔力」からの出発――

樋口　明彦

〈要旨〉

本稿の目的は、マックス・ウェーバーと同時代のエートスの関係を明らかにすることである。東エルベ農業労働調査によって「自由の魔力」という心理的な力を見出した彼は、その力を国民国家へと結びつけ、新たな政治原理を構想した。ウェーバーは世俗内禁欲という過去の宗教的エートスだけでなく、同時代におけるエートスをも考慮していたのである。そのため数々の社会調査を行なうことが、ウェーバーには必要だった。

そもそも、ウェーバーのパースペクティヴは福祉国家体制への根本的な転換を前提としている。国家や市場とは異なったいわゆる社会的なものの拡大と自律化が大きな意味を持つようになったのである。ただ、ウェーバーの思惑とは裏腹に、それは大きな問題を生み出すことになった。つまり、社会的なものの流動性が硬直性へと反転することで、社会的な排除がいっそう明らかになったのである。このジレンマは、後年のウェーバーにも残っていく。

キーワード

マックス・ウェーバー
同時代のエートス
「自由の魔力」
社会調査
社会的なもの

はじめに

一九一三年からその翌年にかけて、マックス・ウェーバーはイタリアのアスコナにあったあるコミュニティに赴いて、前衛的な解放運動の息吹に直接触れたことが知られている[Schwentker: 1987=1994][厚東: 1995]。当時のアスコナには、芸術家、アナーキストから学者やフェミニストに至るまで、さまざまな境遇の人々が特定の理念のもとに共同生活をおくっており、性の解放を目指して新たな生活態度を模索する熱狂的なコミュニティも、その一つであった。そして、このコミュニティこそ、ウェーバーが滞在した場所である。

ただ、妻であるマリアンネが高名な女性解放論者であるとはいえ、理想主義的な道徳規範を抱いていたウェーバーは、こうした審美的な生活態度に批判的で、解放運動の現実性を何ら認めてはいなかった。だが、当初は否定的に扱ったこの運動も、目前で徐々にではあるけれども確実に浸透しつつあることは、彼も事実として認めざるをえなかった。ウェーバーが自ら意識的に選択した道徳規範を捨てることはなかったが、それでもセクシャリティに基づいた新しい倫理、情動的な生の形式として現れたこの出来事は、人間の潜在的な可能性に対する彼のもう一方の関心に強く訴えかけたのである。「そこは、一種の純粋さのオアシスだった」。

確かに、これはひとつの些細なエピソード、あるいは宗教社会学の小さな傍注にすぎないのかもしれない。だが、同時代のラディカルな現象に示したウェーバーの持続的な興味は、果たして偶然なのだろうか。ヨーロッパを席巻しつつあった社会秩序の合理化傾向を正面から見据えていたウェーバーにとって、合理化に逆らう現象はいったい何を意味していたのだろうか。

かつて、ヴィルヘルム・ヘニスは、ウェーバーの中心的な問題設定は何か、という問いを自らに投げかけて、「人間の質」、「人間存在の発展」という古き倫理問題こそがウェーバーの核となる関心だと結論づけた。ヘニスによれば、一連の体系的な社会学的著作から時事的な政治論に至るまで、ウェーバーのあらゆる著作は、この「人間学的・性格学的」な問題関心を中心に回っているにすぎないのである[Hennis: 1987=1991]。

しかし、たとえウェーバーの関心が「人間の質」にあったとしても、その質が保持しえず、変質せざるをえない状況が時代の本質的な刻印を成していた。確かに、一方で「人間の質」をめぐる哲学的・人間学的な相剋が問題の重要な一端を担っていたが、他方で同時代の病理を最新の「科学的な」知識によって「客観的に」分析することがウェーバーにとって不可欠な作業となっていたのである。なぜなら、後者の時代診断という作業こそが、ウェーバーの現在に対する実践的な働きかけに、さらには歴史に対するパースペクティヴに確固たる根拠をもたらすからである。宗教社会学では、資本主義の発生過程に対して世俗内禁欲という過去のエートスがもつ決定的な重要性を提起したけれども、ウェーバーは決して歴史へと遡行

することに終始していたわけではない。時代診断を行なうことで、視線は同時代の人間、言わば同時代のエートスへも向けられていたのである。ウェーバーが見出した同時代のエートス、その存在を明らかにすることが本稿の狙いである。歴史社会学的な観点からウェーバーを逆照射することによって、エートスに込められた意味を探ることにしたい。

同時代のエートスを明らかにする主な材料となるのは、ウェーバーが生涯にわたって携わった社会調査である。ウェーバーには、浩瀚な社会学者、時論を扱う政治学者、厳密な論理学者という多くの顔に加えて、まるで医師のように時代の病理を診断していく、優れた社会調査家の一面があった。もちろん持ち前の科学的厳格さを失うことはなかったが、ウェーバーは、政治とともに社会調査を通じて、時代の趨勢と最も積極的に関わったといっても過言ではないだろう。彼の生涯を見れば分かるように、ウェーバーのなかで政治と社会調査は密接な関係を保ち、晩年の制度改革への強い執着も社会調査で培われた視点が不可欠だったのである。

ウェーバーのおおよその活動内容にしたがって、便宜上、以下の三つの時期に分けることができる。この区分を活用することで、同時代のエートスをある程度のまとまりをもって記述することができよう。

第一期（1891〜1902）……東エルベ地方の農業労働調査、講演『国民国家と経済政策』

第二期（1903〜1912）……工業労働調査、結社調査と新聞調査のプログラム

第三期（1913〜1920）……内政改革（民主主義、議会主義への提言）

本稿で取り上げるのは、ウェーバーの初期に当たる第一期である。第一節では、考察の準備作業として当時の社会状況を明らかにする。特に、前半では社会調査が持つ歴史的な意味を検討し、後半では社会調査という実践をより包括的なパースペクティヴのなかに置き直して、簡単ながらウェーバーの時代背景を素描したい。第二節では、ウェーバー自らの農業労働調査を考察し、第三節では、政治的マニフェストである『国民国家と経済政策』を探ることで、最終的に同時代のエートス像を提示する。

1　社会調査という視線

1―1　数字の氾濫

一九世紀以来、ドイツに限らず広くヨーロッパ諸国で、多くの社会調査が実施されるようになる。都市や農村での労働者の家計や生活状況から都市部での衛生・住居問題に至るまで、調査対象は多岐に渉り、当時の社会調査は必ずしもまとまった像を成していなかった。むしろ逆に、収集された統計データの多様性こそが、社会調査の急速な浸透ぶりを物語っているのかもしれない。イアン・ハッキ

ングによれば、一九世紀はまさに「印刷された数字の洪水」[Hacking, 1990, 2=1999,5]の時代であり、統計データの氾濫という状況は一つの新しい社会環境を形成しつつあったのである。この変化には、幾つかの重要な特徴が備わっている。

第一に、社会調査はある特別な視線をもたらした。当時、社会調査が取り上げた主要なテーマは、社会にとって攪乱要因となるもの、つまり犯罪、自殺、疾病、売春、貧困、私生児などさまざまな逸脱行為である。自由主義、社会改良主義、社会主義などの政治的動機だけでなく博愛主義やキリスト教的な慈善などの動機も加わって、社会調査は錯綜した外観を呈していたにもかかわらず、この視線は数字という新たなメディアを活用しながら病理現象を科学的に分析し、統計的な合理性によって把握することを一貫して可能にした。そして、この変化はいっそう重要な帰結を生み出すことになる。すなわち、この過程と並行して、道徳に基づいた善悪というかつての形而上学的観念は力を失い、「正常性」という価値基準が新たに設定されるようになったのである。逸脱現象のなかに発見された規則性は、人間の道徳的な責任能力を相対化して、社会という集合性そのものを前景化させることになった。その結果、病理の規則性そのものに直接訴えかけて、社会秩序を制御する社会工学的な操作主義へと問題の重心は大きくシフトすることになる。以後、道徳的な規範は、この新たな論理にしたがって展開することになっていく。

第二に、社会調査の前提条件として、医学、生理学、実験心理学、精神医学など、自然科学が急速に発展して、社会の至るところにその影響力を強めていったことが挙げられる。社会科学が自然科学の厳密さに自らの範を求めたことも相まって、社会調査と自然科学は相互に浸透しあい、調査結果にいっそう科学的な「正当性」が付与されることとなった。

最後に、以上の二点が、国家を中心とした近代的な技術基盤の整備に負っていることも忘れてはならない。度量衡（メートル法）の統一、センサスの実施、公的機関による統計データの収集・公表などは不可欠な要素であった。とりわけ、統計局の設置という国家的な官僚制度の確立は、データ整理に際して秩序だったシステムをもたらしたのである。

社会調査が独立して構想されたものではなく、つねに弛緩した社会秩序の回復という実践的観点から考えられていたのは明らかである。特に産業化の急速な進展に伴って、ヨーロッパ諸国は国土の現状を科学的に把握するよう早急に迫られていた。したがって、社会秩序を脅かす原因（社会問題）の明確化と、秩序回復のための手段（社会政策）を探ることは、お互いに切り離すことのできない密接な相互連関を形づくっていたのである。社会調査は、具体的な社会政策を策定するための不可欠な「事実的基盤」を成していた。一九世紀から生じた数字の氾濫や統計の浸透は、近代社会を編成する新たな原理の登場を暗示しており、この意味において「統計学は近代国家における権力技術の一部なのである」[Hacking,1991,181]。

1―2　社会的なものという領域

では、近代社会の新たな原理とはどのようなものなのだろうか。フランスの社会学者ジャック・ドンズロは、この新たな原理の登場を、国家の役割を軸とした統治形態の根本的な転換として描き出している[Donzelot:1984:1991]。ドンズロによれば、この転換のきっかけとなったのは一八四八年の二月革命から生じた階級対立であった。産業化の進展に起因する労働者問題は、労働者による労働権と市民層・農民を含む有産者による所有権の衝突を生み出したのである。前者が、労働者の最低限の生活保障を国家に負わせるべきだと主張する社会主義的な者たちによって構成されていたのに対して、後者は、国家による過剰な干渉を過去の専制政治に通じるものとして拒否し、個人の自然な諸権利を擁護する自由主義的な者たちによって構成されていた。この社会的紐帯の危機に対する処方箋が、諸勢力の対立を乗り越えるというよりは、むしろうまく調停させるような国家による介入形態、つまり福祉国家にほかならない。福祉国家という新たな原理、ドイツ流に言えば社会国家という原理は、個人の自由と集団的な保障という相反する要求を同時に満たすことを可能にした。国家を社会の外部に立つ中立的な保証者としながら、社会秩序の監督にあたるという危機管理型の統治形態が始まったのである。

だが、より正確に言えば、福祉国家という原理は国家機能の画一的な肥大にのみ限定されるものではなく、その傾向を満たすような社会領域での多元的な調整様式の発達を伴ったものとして考えられる。このような社会領域の自律化傾向を、ドンズロは「社会的なものの創出」と位置づけ、その特徴を以下の三点に集約させている[Donzelot: 1984, 70-72]。

――「国家による干渉を根拠づける連帯solidaritéという概念」

――「この干渉のあり方としての社会法droit socialという技術」

――「グループや個人にある期待や恐れのシステムを、社会のなかで解消させる交渉négociationという様式」

連帯概念の意義は、何よりもまず「連帯と主権のあいだを区別すること」[Donzelot: 1991, 171]にある。もはや紛争の原因にしかならない伝統的な主権概念から自由になり、連帯という新たな社会的紐帯の理念を創設することが必要であった。つまりエミール・デュルケムに代表される連帯概念は、国家介入にふさわしい正当性を与えることによって、労働組合や中間集団など分化しつつある社会勢力のあいだに調和的な相互依存関係を作り出すことが目的だったのである。この目的を果たす実質的な手段となったのが、社会法である。社会法は、社会において生じるさまざまな被害（事故、疾病、老化、失業など）を、保険という技術を用いて社会全体に負担させることを可能にした。先にも触れたように、社会法の背景には「統計という均質な言葉」[ibid.,171]の浸透がある。つまり、アクシデントの規則性を数字というメディアによって把握する視線が、個人による過失の有無という責任問題を無効化して、個々のリスク対策を集団的な保障へと移し変えたのである。実際、社会法の及ぶ範囲は狭義の労働問題を越えて、子供、女性、家族、教育、健康という領域にま

で拡大していった。結果的に、ドンズロの社会的なものという領域はさまざまな力が相互交渉する空間へと成長し、その自律性を増大させていったのである。

確かに、福祉国家へと至る道のりには幾つもの異なったパターンがあり、現にそれぞれの国によって特徴の違いを数多く見出すことができる。とりわけ、フランスが連帯という理念のもと共和政として発展したのに対して、ドイツでは長らく諸邦に分割されていた結果、プロイセンを中心とした上からの統一が志向されたので、国家という枠組みそのものが非常に重要な意味をもっていた[1]。だが、形成条件に幾つかの違いがあるとはいえ、統治形態の転換という点に焦点を絞るならば、この趨勢は一九世紀以降のヨーロッパ諸国で共通して見られるものと言っていいだろう。

その意味では、一八六四年生まれのマックス・ウェーバーも、まさに同時代人の一人であった。ドイツでも、伝統的な生活習慣の解体、労働市場・商品市場の拡大による国境を越えた人口の流動化などが生じた結果、社会秩序は危機的な状況に陥ることになる。そのなかでも特に階級対立は熾烈で、F・A・ランゲの『労働者問題』(1865)が発表されて以来、アカデミズム、ジャーナリズムを問わず労働者問題が国内において焦眉の争点となっていたのである。若きウェーバーが農業労働調査を行なったのも、このような時代であった。

また、ウェーバーが調査を行なったのは、主に社会政策学会という団体を母胎にしてのことである。この団体は国家との関係が深く、まさに行政権力を通じた漸進的な社会改革を目指していた。社会調査による国内の実態把握をしたうえで、それを実践的な社会政策へと連結し、強力な提言、場合によっては現実の社会立法へと結びつけること、これが社会政策学会の主な活動である。ウェーバーも終生この学会の会員でありつづけ、しばしば強い影響力を発揮していたのである。

このような情勢のなかで、ウェーバーは自らの調査を進めることとなった。ただ、ウェーバーの射程は、狭義の社会問題に限定されることなく、その枠組みを大きく越えるものだった。

2　東エルベ地方の農業労働調査

2―1　農業労働制度の発展傾向

マックス・ウェーバーが社会政策学会の委嘱を受けて、農業労働者の調査を行なったのは一八九一年から九二年にかけてである。ウェーバーは、プロシアの東エルベ地方を対象として、大部の報告書『ドイツの東エルベ地方における農業労働者の状態』(1892)をすぐさま書き上げた。当時の東エルベ地方では、ユンカー層による大土地所有制に基づいた農業経営が広くなされており、ウェーバーにとって「自分自身で自分自身を再生産する、非常に多数の典型的な農業労働者の階層が存在している」[Weber:1893a,172=1958,21]この地方こそ、「農業労働者問題」が真に存在する場所なのである。

農業労働者問題とは、何よりも伝統的な農業労働制度の解体過程

を意味している。世界市場の圧力が外的要因となって、東エルベ地域の大土地所有経営は国際的な市場経済競争へと参入することが余儀なくされ、もはや狭い自足的な地方市場に留まることは不可能となった。その変化に伴って、農業経営の在り方も、「適度の家畜飼養をともなう非集約的穀物栽培」という伝統的な経営形態から、収利性を可能な限り高める「集約的農業」に移行せざるをえない[Weber:1894,445=1964,530]。ウェーバーによれば、農業経営の集約化は以下のような変化をもたらしたのである。

第一に、技術的な進歩が挙げられよう。打穀機械などによる作業工程の機械化、集約的農耕に適した新品種（甜菜）の普及、人工肥料の使用など技術革新は収穫の効率を上げるためには不可欠な要素であった。

第二に、いっそう重要な変化として「冬季と夏季との労働者需要の差」をウェーバーは挙げている。集約化のレベルが高度になり、短期間の集中的な作業がいっそう強く求められるようになれば、固定した契約関係に縛られた定住型の「常雇労働者」の必要性は減少して、代わりに任意の契約関係を随時必要なときに結ぶことのできる「季節労働者」の需要が相対的に高まることになる。ウェーバーによれば、この変化によって農作業を担う労働者の類型は、インストロイテInstreute（収穫穀物の分け前を報酬とする住み込み労働者）からデプタントDeputant（固定給料と現物給付を織り交ぜて報酬とする住み込み労働者）へ、さらには「自由な労働者freie Arbeiter」（報酬がほぼ完全な貨幣賃金で支払われる移動労働者）へと漸進的に移行していく。

また注目すべきことに、労働力が流動化するにつれて、貨幣賃金の要請が比例して高まっていくという事実がある。したがって、この貨幣賃金という報酬形態の浸透を、農業制度の変化に伴う第三の特徴と言うことができるだろう。「貨幣賃金こそは純営業的基礎に基づく全経済制度の永久不可欠の相関物であって、とくにその作業成績に応じた貨幣出来高制度の形態で、農業経営にも押しつけられるのである」[ibid.,433=403]。要するに、集約的農業とは、「古い労働関係が資本主義的に再編成されて、純粋な賃労働契約になっていく」[Weber: 1893a, 173=1958,22]過程を体現するものなのである。

ただ、ウェーバーが引き出した帰結は単にそれだけに留まるものではなかった。というのも、彼の射程は「東部地方における農業労働制度の特定の発展傾向」を把握し、さらに、この「発展傾向」を「農業労働制度の将来に関する高度に政治的な問題」と関連づけることにまで向けられていたからである[ibid.,166=8]。ウェーバーにとって、農業労働制度とは狭義の経済関係、つまり労働者扶養の問題を意味するのではなく、政治的な支配関係も含む包括的な社会組織を表している。もちろん伝統的な農場主＝インストロイテ関係は契約に基づいた経済関係には違いないが、それ以上に特徴的な点は、両者が地位の違いに関係なく同一の「利益共同体」を形成していたことにある。そのうえ、物質的利害の固い絆は、主人と労働者のあいだに家父長関係、つまり主人が労働者を人格的に従属させるという政治的な支配関係を伴っていた。この強固な絆があるからこそ、

東エルベ地方の伝統的な大農場は「単なる経済単位」ではなくて、「地方的な政治的支配の中心地」を形作っていたのである[Weber:1894,426=1964,396]。

ところが、資本主義が着実に浸透するにつれて、この共同体の政治的意味も徐々に解体していく。一方で、政治的支配者であると同時に大地主でもあった「土地貴族」は、利潤原則に支配されたブルジョワ的「農業企業家階級」へと変貌し[ibid.,432=402]、政治的・社会的地位の著しい下降を招きよせる。また、他方で貨幣賃金に全面依存した「農業労働者は基本的生活条件が画一化したプロレタリア型階級の特徴へと近づいていく」[ibid.,444=414]。もはや、社会組織のわずかな政治的紐帯も壊滅し、残るのは資本主義的労働形態が引き起こした企業家と労働者の激しい階級対立だけであった。さらに、安価な労働力が武器のポーランド移民が数多く国内に流入することによって、混乱にますます拍車がかかるだろう。

2―2　主観的なモメント

しかしながら、この資本主義化の歩みからウェーバーが摘出したものは、単に農業労働の技術的、社会制度的な変化だけではない。この変化を補完するものとして、いや、むしろ積極的に推進する原因の一つとして、ウェーバーがとりわけ強く指摘したものが農業労働者の「主観的なモメントsubjektive Moment」[Weber: 1892a, 63-64]にほかならない。

ウェーバーが着目したのは、なぜ最も裕福なインストロイテ層が工業労働者に、あるいは耕すべき土地もなく、完全な貨幣賃金に依存する農業労働者になろうと欲するのか、という謎だった。経済的観点から言えば、逆に往々にして生活条件の悪化を引き起こしているにもかかわらず、なぜ労働者たちはあえて貨幣賃金を望むのか。ウェーバーによれば、農業労働者の労働意識の変化、つまり自由への強い志向こそが変化の起動力を担っている。義務としての労働という隷属的な労働形態から解放されたいと労働者に思わせるものは、「人格的自由へのやみくもな衝動der dunkle Drang nach persönlicher Freiheit」[Weber: 1894, 448=1964, 533]である。この意味で、「自由な労働者」とは従属的な労働形態から自由であり、なおかつ自らの職業選択においても自由だと言える。「農業労働者の都市への移住や農業労働制度の編成替えをひきおこすものは、きわめて強力な支配力をもつ心理的諸要因なのである」[Weber: 1893a, 174=1958, 25]。

ただ、農業労働者たちの主観的なモメントは、当時必ずしも自明の事実だったわけではない。むしろ、発展傾向として農業労働制度を動態的に捉えるためにも、この要因の重要性はウェーバーによって意識的に選択されたものと言える。ウェーバーが、二度（1891、1892）にわたって農業労働調査を行なった理由もここにある。

社会政策学会によって行なわれた先の調査では、農業関係者の経済的・物質的な状況が主な関心事で、労働者の心理的要因に対する配慮は手薄となっていた。さらに、ウェーバーは早くから調査法そのものの問題点、つまり送付されたアンケートの回答者が農場主＝

雇用者に限られており、回答内容に雇用者の利害という階層的な偏向が多分にかかっていることを指摘していたのである。

内容と形式にわたる調査の不備を補うため、ウェーバーは神学者パウル・ゲーレとともに、一八九二年から福音社会会議のもとで農業労働調査を再び実施した。「まさに労働者の主観的な見方が重要なのだ」[Weber: 1892b, 78]と言うように、ウェーバーはこの調査で主観的なモメントをはっきり裏付けようと欲したのである。そのため、教区の牧師が直接労働者に面接して、彼らの返答をそのまま質問票に書き込むという方法が採用されることとなった。確かに、調査のバイアスが完全に払拭されたわけではないが、教育事情などの理由でインフォーマント自らがアンケートに回答することが困難な当時では次善の策だったと言える。結果的に、福音社会会議の調査によって、新発見がもたらされることはなかった。ただ、主観的なモメントに対するウェーバーの強い執着だけは、疑問の余地がない事実であろう。

この点を確認したうえではじめて、農業労働者問題に対してウェーバーが提示した社会政策案を十全に理解することができよう。彼の提案の一つは、「ドイツの東部地方からロシア系ポーランド人労働者を無条件に閉め出す」ことによって、東部地域のポーランド化を防ぎ、ドイツ固有の「文化水準」が低下するのを阻止することであった[Weber: 1893a, 182=1958, 36]。もう一つは、「内地植民」することによって、散逸する農業労働者を土地に定住させ、彼らが独立自営した農民層へと上昇する機会を促進することである[ibid.,188=44]。だが、これらの施策は経済政策として受け取られるべきではない。むしろ、ウェーバーが農業労働制度を東部エルベ地域の社会組織と見なして、その政治的意義をも視野に収めているとすれば、社会政策も経済領域を越えた次元にまで拡大して解釈されなくてはならない。つまり、自由を望む主観的な起動力を媒介とすることで、二つの政策は、政治的な意味を担う真の社会政策へと至ることになるのである。

実際、ウェーバーは別の箇所で、この政策が「国民的なモメント nationale Moment」に深く結びついたものであることを表明している。もし国民という観点が欠けるならば、社会政策は一貫した基準をもちえず、誤った結果をもたらしかねない。なぜなら、「これこそが第一に実践的なもの」だからである[ibid.,180=33]。

3　国民国家とその担い手

3―1　国民国家という枠組み

社会政策の目的は、労働制度に関する技術的問題や生活条件に対する種々の社会保障など経済事象の改革に向けられていることが多いが、ウェーバーが究極的な価値基準として設定したのはドイツ国民国家そのものであった。ウェーバーによれば、「国家理性 Staatsraison」[ibid.,180=33]こそが社会政策問題においてつねに唯一の規範的な基準とならねばならない。一七世紀以降、ドイツの国家行政に関する知識体系は一般に官房学Kameralwissenschaftとし

て発達してきたが、この伝統から派生した理念が「国家理性」である。「国家理性」とは、神や自然の掟に基づいたかつての支配理念から離れて、国家という世俗的な政治組織そのものの強化と発展を目的とした特有の理念にほかならない。

一八九五年に行った教授就任講演『国民国家と経済政策』のなかで、ウェーバーは「国家理性」という理念を以下のように敷衍している。「ドイツの経済政策上の諸問題について、……その個々の場合に最終的かつ決定的な判決を下すべきなのは、わが国民の、またその国民を担うドイツ国民国家の、経済的・政治的な権力利害である」[Weber: 1895, 561=1982, 52]。したがって、「経済政策に関する科学」は政治の侍女であって、「国民の権力利害」を獲得するためにこそ行使されねばならない。ウェーバーが農業労働者問題で提示した社会政策案――東部国境の閉鎖と「内地植民」――も、まさにドイツの「文化水準」を維持し、その「権力利害」を強化することを究極の目標としたものだった。さらにこの要求に従うならば、ドイツ国民国家は「世界権力的な地位」に準じて絶えず吟味されなければならず、その地位を確保するためには政治的鍛練を十分受けた「国民の権力利害の担い手」が必要不可欠となる。つまり、ウェーバーにおける「政治的な価値基準」は、そうした担い手の「政治的成熟の度合い」を測ることに至るのである。

「被支配者の経済状態いかんが社会政策問題の究極にある問いではない。支配し上昇する階級の政治的資格いかんがそれである」[ibid.,572=61]と述べているように、初期ウェーバーの基本的な視角は「国民国家とその担い手」という図式に結実している。つまり、階級という経済的集団を通過しながら、成熟した政治的諸力が国民国家と適合的に一致して社会的な統合力を発揮すること、この調和的ビジョンこそウェーバーが望んだものだった。社会政策そのものが力を持つのではなく、現実の諸力がそれを取り巻く諸条件に上手く適合した場合にのみ社会政策は有効たりえる。「社会という肉体の血脈に新鮮な血を流そうと努めることが、唯一の現実的な社会政策だとわれわれは考えているのであって、肉体がこの新しい体液によって経済を営み、それで強健になるかどうかは肉体自身に任せておけばよい」のである[Weber:1893a=1958,98]。

ウェーバーが価値基準を厳密に定式化した背景には、激化するイデオロギー闘争という昏迷した現状があった。当時の議論を一瞥すれば分かるように、農業労働者問題も決して評価が固まった問題ではない。台頭する社会民主主義、それに抵抗する保守主義など、イデオロギー的な影響力は調査の解釈そのものを左右するほど強くなっていたのである[2]。社会政策の在り方を有効に議論するためには、それぞれの人間が社会認識と社会政策を結ぶ一貫した価値基準を意識的に選択し、かつ他人に対して提示することが必要だと考えたウェーバーは、自らの応答として「国家理性」を選択した。後に学問論として開花するこのモチーフは、まさに実践のなかで培われたものだったのである。

だが、ウェーバー自身「国家と国民の利害は個々の社会階層の利害と異なる」[ibid.,180-181=34]と明言しているように、権力利害の

担い手を一つの階層に委任するわけではない。むしろウェーバーが想定しているのは、利害の観点からは一致することなく対立し合う諸階層の競合状態だと言える。農業労働調査の分析結果においても、彼は決してユンカー層の廃絶を望んでいるわけではない。今日でも地方政治の重要な担い手として、またますます強力となっていく都市ブルジョワ層の権力偏重に対抗する対重として、ユンカー層の意義を積極的に考えている。ヘニスが指摘するように、国民とは「一箇の場」[Hennis: 1987=1991, 95]であり、言うなれば諸階層がそれぞれの力を引き伸ばす現実のアリーナなのである。

3―2　新しいエートス

では、いかなる階層がドイツ国民国家を担う資格にもっともふさわしいのか。ウェーバーによれば、いまや営利行動に溺れたユンカー層も、また強権的なビスマルク体制が負の遺産となって「政治的な俗物根性」に浸りきった市民階級も、ともに政治的な資格を失っている。また近代プロレタリアートも、確かに階級闘争を通じて自己利益を擁護しようとする姿には何らかの成熟ぶりを認めることができるが、政治的に見れば、彼らの指導者としての資質もまだまだ未成熟で将来は決して明るくない[Weber: 1895, 566-571=1982, 56-61]。ただ、それにもかかわらず、労働者階級には他の階級には見出せない政治的潜在力が秘められていることを、ウェーバーは暗示するのである。

先の農業労働調査において、ウェーバーは農業制度の編成替えの理由を社会制度上の要因だけではなく、主観的なモメント、つまり「自由の魔力」[ibid.,552=44]という部分にまで立ち入って考察した。ただ、ウェーバーが評価したのは、狭い個人的な性向ではなく、上昇しつつある階級から生じる集団的な諸力、つまり社会秩序を新たに築きうる倫理的な潜勢力の可能性である[3]。それが、同時代のエートスにほかならない。ウェーバーの評価は晩年に至っても変わることなく、いっそう明確に定式化されることになった。「大衆の精神を名誉と同志愛Ehre und Kameradschaftのうえにうち立てようとする国が忘れてはならぬことは、労働者の経済闘争という日常においても、名誉と同志愛の感情こそが大衆を教育するにあたって唯一の決定的な倫理的諸力のもとになること、だからこそこの諸力を自由に発揮させねばならないこと、これである。ほかでもないこのことこそ、純粋に政治的な見方をすれば、なお長期にわたって存続せざるをえない資本主義時代の「社会民主主義」なるものの意味なのである」[Weber: 1918, 306=1982, 348]。

確かに、労働者たちが「名誉と同志愛」というエートスを体現したとしても、世界を相手にした国民国家の政治的指導を行なうには、やはり多くの障壁が残るだろう。ましてや、近代の政治システムがもはや過剰なまでに制度化、官僚化されているのであれば、労働者による実際の政権運営は不可能に近いと言える。だが、人々を政治の自覚へと誘導し、その結果、生み出される実践的な起動力を認めたうえで、あえてウェーバーは次のように述べるに至った。「もしも実際に「労働貴族」が生まれ、このものが今日の労働運動にはない

政治的感覚を身につけるようになるとするなら、そのときこそ、今でもまだ市民の腕には重すぎるかと思われる槍は、彼らの幅広い肩にかつがれてよいであろう」[Weber:1895,572=1982,61][14]。

ウェーバーが「労働貴族」と言う背景には、イギリスの事例、とりわけ経済的な利害闘争から端を発して、まとまった政治活動へと発展した経緯を持つ労働組合が念頭に置かれている。また、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』のなかで宗教的な世俗内禁欲のエートスが有する意義が重要視されたのも、その実践的な起動力への憧憬という点で、ドイツの現状分析と二重写しに感じられる。ますます進展する資本主義経済のなかで、宗教がもたらしたかつての倫理的な意味づけが消え去り、「鉄の檻」という制度的な抜け殻だけが残ったいま、ウェーバーの実践的な返答の一つが「名誉と同志愛」という同時代のエートスだったのである。

おわりに

「自由の魔力」から「名誉と同志愛」に至るまで、同時代の実践的な起動力、つまりエートスとしてウェーバーが記述したものは、かつてのブルジョワ的な市民社会が前提としていた政治的権利とはまったく異なった地平に立っている。伝統的な権利が法体系という前提のもとに一種の特権として成り立っていたのに対して、ウェーバーが着目した主観的なモメントは法概念では捉えきれない諸要素から構成されていた。農業労働者たちが求めた自由は、日々の生活の糧という経済事情に基づいた合理的判断を越えて、むしろ「衝動」として捉えられ、逆説的に、この点こそが新たな政治運動を形づくっていく源泉と見なされたのである。ドンズロが述べたように、近代社会の構成原理が伝統的な権利概念の無効化から生じたとすれば、いったい政治はいかなる原理のもとで成り立つのだろうか。

この問いかけに対する回答の一つが、ウェーバーのエートスという視点には含まれている。エートスの核心の一つは、人間を「人間本性」という形而上学的な一元的解釈コードから脱却させて、宗教、文化、民族、階層など開かれた観点からの解釈を可能にした点にある。この点、人間をさまざまな社会的な属性へと結びつけて理解するエートスは、社会調査ときわめて親和性が高いと言える。なぜなら、まさに社会調査の目的は、諸科学を使って複雑化する社会領域の中で生じている諸力の多層的な影響関係を調べることにあったからである。その結果、エートスという視点は、一方で権利をもった自由な主体という法的な資格づけを留保しつつ、他方で「名誉や同志愛」など情動の領域にまで及ぶ新たな行為基準のあり方を前面に押し出すことになる。すなわち、社会領域で進行するさまざまな解釈行為そのものが、同時代の人間像をたえず更新していくのである。

かつての伝統社会では、個人のエートスは宗教や権威によって倫理的に解釈されてきたが、何よりも重要なことは、それが無自覚なままに受容されてきたという点にある。だが、ヘニスが言うように、近代的経済秩序が「社会関係の倫理的解釈不可能性」[Hennis:1987=1991,109]をもたらした結果、この倫理的な実践的起動力がさ

まざまな解釈行為そのものに委ねられる余地が生じた。一方で、医学、生理学などに基づいた自然科学的な解釈が、他方で、人間の心理的要因を含む社会科学的な解釈が共存しつつ推し進むなか[15]、ウェーバーはこのような解釈のあり方を積極的に、あるいは不可避的なものとして選択的に取り入れ、新たな政治原理を創出するための足掛りとしたのである。

後年、ウェーバーは、『社会学・経済学における「価値自由」の意味』(1917)のなかで以下のように述べている。「いかなる種類のものであれ、社会関係なるものを評価しようとする場合には、……そこではどのような人間類型が支配的類型となる最適のチャンスを与えられるのかという観点から吟味されねばならない。でなければ経験的研究は万全なものとはならないし、また意識的に主観的な評価であれ、客観的妥当を要求する評価であれ、ともかく何らかの評価に必要な事実的基盤というものも総じて存在しえないからだ」[Weber: 1917, 517=1982]。確かに、いかなる「人間類型」を望むべきかという価値判断こそが、この文章の中心的な問題なのかもしれない。だが、同時にチャンスを曖昧なものにしないためには、経験的な研究という「事実的基盤」が不可欠となるのも、また事実なのである。

したがって、新たな政治原理の推進力となる同時代のエートスは、社会調査という「事実的基盤」の利点を有効に活用してはじめて成立したものと言えよう。だが、忘れてはならないのは、この社会調査が利点だけをもたらしたわけではないということである。言わば、ウェーバーの同時代のエートスとは、社会調査がはらむ光と影の危ういう均衡のうえで成り立っているのである。

若きウェーバーは、社会調査を通じて、エートスに導かれた社会的諸力と国民国家の一致という基本的パースペクティヴを作り上げ、国内統一を目的とした政治体制を構想した。つまり、増大しつつある社会的諸力を国民国家という文化的アイデンティティに結びつけることによって、ウェーバーは諸力を安定した道へと方向づけたのである。ただ、ウェーバーにとって、これは国家権力の一方的な肥大化、あるいは国家主義を意味するのではなく、国家と社会領域の補完関係を意味している。国民国家とは一つの参照軸なのであって、「「自助」に代えて「国家救助」を、経済的諸力の自由な活動に代えて経済生活の国家的規制を」というわけではない[Weber: 1895, 560=1982, 51-52]。その点、ウェーバーの構想した政治体制はいわゆる福祉国家の枠組みに収まるものである。ただ、社会のダイナミズムを社会的諸力が担う同時代のエートスに依拠させていた点が、彼の視角に福祉国家という原理そのものを内側から組みかえる余地を残すことになった。

だが、その同じパースペクティヴが、結果的に社会的な排除を追認する形となった。確かに、ウェーバーは同時代のエートスを摘出することによって、社会的な諸力の上昇過程を評価することに至ったけれども、その過程に並行した諸力の下降をも同時に認めざるをえない。先の農業労働者問題に対する社会政策案として国家という枠組みを設定することは、ドイツ国民国家の「権力利害」を認める一方で、東部国境の閉鎖というポーランド移民の排除政策を伴うも

のであった。また、ドイツ国内においても、ウェーバーは国民国家と諸個人との調和的な一致を構想したが、その一致は不可欠な過程として諸個人それぞれの絶え間ない選別作業を要請している。ウェーバーは近代の専門科学そのものがもつ匿名の力を意識的に認めて、しばしば「淘汰」と「適応」という生物学的概念を使用した結果、彼のなかには、社会的な排除という問題がつねに手つかずのまま残ることになった。つまり、ウェーバーのジレンマは、社会的な諸力の上昇＝選抜Auslese過程と、社会的諸力の下降＝淘汰Auslese過程という二重の過程が同程度に許容されうることにある。これは、今後もウェーバーの視角に内在するジレンマである。

ウェーバーは、社会領域で起こりつつある流動性、つまり社会構造の制度的な変化から個人の心理的な変化に至る時代の転換を視野に入れて、「自由の魔力」、「名誉と同志愛」という新たな行動原理を見出そうとした。だが、この「社会的なもの」（ドンズロ）がはらむ未来への可能性が社会的な排除へと反転することによって、ウェーバーの選択は極めて両義的な意味を帯びることになったのである。視点を変えれば、この解決不可能な問題こそが、ウェーバーに同時代に対するさらなる働きかけを、新たなエートスの萌芽に対するさらなる期待を与えることになったと言えるかもしれない。ただ、その後の歩みを見れば明らかなように、時代とともに、期待はますます微かなものになっていくのである。

注

（1）ハッキングは、統計法則の解釈をめぐる西ヨーロッパ（イギリスやフランス）と東ヨーロッパ（ドイツ）の違いについて、やや戯画的に言及している。それによれば、西の主流は個人主義的でリベラルな解釈であるのに対し、東の主流は集団主義的で保守的な解釈である[Hacking: 1990, 35-46=1999, 52-68]。

（2）例えば、調査担当者の一人であるK・ケルガーは、労働力確保という点に問題を限定して農場主＝雇用者の意見を代弁していた。それに対して、社会民主主義者のB・シェーンランクは労働者の生活水準を向上させることが先決だと真っ向から反対した[Weber: 1893a=1958, 60-87][Dibble: 1968]。

（3）諸階層から生れる諸力を強調する考え方は、ニーチェ的に映るかもしれない。『権力への意志』のなかで、ニーチェは「内的力こそ無限に優越している。外部からの影響のごとく見える多くのものも、内部からの力の順応にすぎない」[Nietzsche: 1906=1993, 87]と述べている。だが、ウェーバーは社会秩序の基盤を社会的諸力の展開へと全面的に依拠させるのではなく、国家による介入行為、つまり社会政策の必要性を認めている。

（4）一九〇五年に開催された社会政策学会マンハイム大会の席上で、ウェーバーは「私にとって労働組合は一個の固有価値にほかならない」と発言し、労働組合がもつ特別な意義をことさら強調した[Weber: 1905, 398=1982, 77]。

（5）この時代、社会科学が心理的要因に注目し始めたことに対して、ウェーバーは敏感に反応していた。例えば、実際に工場に潜入して、労働者たちの生活や考えを書き留めたゲーレの参与観察記録『工場労働者としての三ヶ月』（1891）をウェーバーは高く評価し、労働者たちの心理状態に深い関心を示している。先の二つの農業

労働調査においても述べたように、社会心理の意義が必ずしも自明でなかった当時では、行為者の心理をいかに解釈するかという問題は緊急の課題であった。

参考文献

《一次文献 Max Weber》

1892a "Die Lage der Landarbeiter im ostelbischen Deutschland" *Max Weber Gesamtausgabe I/3(1)(2)*, J.C.B.Mohr（以下、MWG）

1892b "»Privatenquêten« über die Lage der Landarbeiter" *MWG I/4(1)*

1893a "Die ländliche Arbeitsverfassung" *MWG I/4(1)*＝『農業労働制度』山口和男訳、未来社、一九五八

1893b "Die Erhebung des Evangelisch-sozialen Kongresses über die Verhältnisse der Landarbeiter Deutschlands" *MWG I/4(1)*

1894 "Entwickelungstendenzen in der Lage der ostelbischen Landarbeiter" *MWG I/4(1)*＝「東エルベ農業労働者の状態における発展傾向」大藪輝雄・吉矢友彦訳、『立命館経済学』一三巻四・五号、一九六四

1895 "Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik" *MWG I/4(2)*＝「国民国家と経済政策」中村貞二訳、『政治論集1』、みすず書房、一九八二

1905 "Über das Arbeitsverhältnis in den privaten Riesenbetrieben" *Gesammelte Aussätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, J.C.B.Mohr, 1924＝「私的大経営における労働関係によせて」中村貞二訳、『政治論集1』、みすず書房、一九八二

1917 "Der Sinn der "Wertfreiheit" der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften" *Gesammelte Aussätze zur Wissenschaftslehre*, J.C.B.Mohr, 1973＝「社会学・経済学における「価値自由」の意味」中村貞二訳、『ウェーバー社会科学論集』、河出書房新社、一九八二

1918 "Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland" *Gesammelte politische Schriften*, J.C.B.Mohr, 1958＝「新秩序ドイツの議会と政府」中村貞二訳、『政治論集2』、みすず書房、一九八二

《二次文献》

厚東洋輔　一九九五「アジア研究への道」、徳永恂・厚東洋輔編『人間ウェーバー』有斐閣

中村貞二　一九七二『マックス・ヴェーバー研究』未来社

――――　一九八七『ヴェーバーとその現代』世界書院

Dibble, Vernon K., 1968 "Social science and political commitments in the young Max Weber" *Archivs européennes de Sociologie*, 9

Donzelot, Jacques, 1984 *L'invention du social*, Fayard＝1994, Seuil (Collection Points)

――――　1991 "The mobilization of society" *The Foucault Effect*, The University of Chicago Press

Hacking, Ian, 1990 *The taming of chance*, Cambridge＝『偶然を飼いならす』石原英樹・重田園江訳、木鐸社、一九九九

――――　1991 "How should we do the history of statistics?" *The Foucault Effect*

Hennis, Wilhelm, 1987 *Max Webers Fragestellung : Studien zur Biographie des Werkes*, J.C.B.Mohr＝『マックス・ヴェーバーの問題設定』雀部幸隆他訳、恒星社厚生閣、一九九一

Lazarsfeld, Paul F. & Oberschall, Anthony R., 1965 "Max Weber and empirical social research" *A.S.R.*, 30-2＝「マックス・ウェーバーと経

験的社会調査」村上文司訳、『立命館産業社会論集』二〇巻、一九七八
Nietzsche, Friedrich , 1906＝『権力への意志　上・下』原佑訳、ちくま学芸文庫、一九九三
Oberschall, Anthony , 1965 *Empirical social research in Germany 1848-1914*, Mouton
Scaff, Lawrence A. , 1984 "Weber before Weberian sociology" *The British journal of sociology*, 35-2
Schwentker, Wolfgang, 1987 "Passion as a mode of life" *Max Weber and his contemporaries*, Unwin Hyman＝『マックス・ウェーバーとその同時代人群像』鈴木広他訳、ミネルヴァ書房、一九九四
Tribe, Keith , 1983 "Prussian agriculture-German politics : Max Weber 1892-7" *Economy and Society*, 12-2

Max Weber and Contemporary Ethos (1)
——A Start from "the Magic of Freedom"——

HIGUCHI Akihiko

In this article, I examine the relation between Max Weber and contemporary ethos. Finding out the psychological power of "the magic of freedom" in the inquiry into a problem of the rural laborers in East Elbian regions, he tied that power to the national state to design for a new political form. He turned his attention not only to the ethos of innerworldly asceticism in the past but also to the contemporary one. For that purpose it was necessary for Weber to carry out several social researches.

Weber's perspective originally supposes a fundamental transformation into the welfare state regime. The extension and autonomization of so-called the social different from the state or the market becomes more and more significant. In spite of his expectation, it brings about a difficult question. In other words, the mobility of the social changes into the inflexibility at last, so that social exclusion appears more obviously. This dilemma remains for late Weber.

Key Words

Max Weber
contemporary ethos
"the magic of freedom"
social research
the social